

発議第 8 号

国民健康保険事業に対する国庫負担金の増額を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 26 年 12 月 10 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

国民健康保険事業に対する国庫負担金の増額を求める意見書

国民健康保険税の負担が、国民健康保険加入者の家計に重くのしかかっている。

国民健康保険財政に占める国庫負担金の割合は、1982年までは総医療費の45%だったが、1983年に医療給付費の半分ほどに変更された。

これは総医療費の38.5%にあたり、自治体と国保加入者の負担が増大した要因となった。

2013年度では、自治体国保財政への国庫負担金は20%台にまで引き下げられ、一層厳しくなっている。

国民健康保険法第4条は、「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と国の責務を規定している。よって全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険事業に対する国庫負担金の増額を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣